

平成29年12月12日	
資料提供	
知事部局	監察査察監 野口(内2133) 監察査察課 大平(内2136) 直通Tel.073-441-2136
教育委員会	総務課 木地尾(内3746、直通Tel.073-441-3640)、県立学校教育課 川畠(内線3567)、義務教育課 梅本(内線3708)、健康体育課 森(内線2927)

不正行為等通報の受理・処理状況について

平成29年11月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	3
職員等	
計	3

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	3

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① 和歌山県入札参加資格停止期間中なのに、県発注工事の下請けで仕事をしている業者がある。	県の入札参加資格停止等措置要綱では、「県発注工事関係機関の長は、入札参加資格停止の期間中の入札参加資格者が県発注工事を下請することを承認してはならない」と定めているが、通報のあった発注工事については、入札参加資格停止期間前に下請契約を締結しているため、特に問題がないことを確認した。
② 県の職員が、有給休暇を取ってアルバイトをしていると聞いた。	調査の結果、報酬を得ずに実家の手伝いをしていたことを確認した。
③ 県庁南別館に勤務している職員が、雨天時に通路の手すりにカッパをかけている。通路に濡れたカッパをかけるのは、歩行の邪魔になり不適切ではないか。	通報の事実が認められたので、所管課を通じ文書により再発防止の対策をとるよう周知した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

②③

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

①

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	2
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	1 ②
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1 ①
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1 ③
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(10月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

H29.3月 ②	ある福祉事務所に、生活保護の申請をしたが、適切な対応をしてくれなかった。	当該福祉事務所の担当職員は、通報者に対し、制度を理解してもらうために十分な説明をし、丁寧に対応しており、特に問題がないことが確認された。
H29.8月 ③	ある職員は、担当する団体の事務で、不適正な処理を行っていた。	調査の結果、旅費の調整漏れが確認できたため、是正するよう指示した。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	1
職員等	
計	3

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	3
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	3

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

	通報内容	処理状況
①	ある県立高校で生徒指導の際、生徒が誤って教諭を蹴り、謹慎処分となったが納得できない。	調査の結果、学校は適切に対応していることを確認した。
②	ある市町村立中学校の教諭が、生徒に不適切な発言をした。	所管する市町村教育委員会と調査を行った結果、誤解を招く発言があったので、厳重に注意した。
③	ある県立高校の野球部のナイター照明が、遅くまで点いていて迷惑である。	練習終了時刻及び照明消灯時刻を改善し、適切に部を運営するよう指導した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	2	①②
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	1	③

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1	①
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1	①
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	2	②③
(3) 調査を継続中としたもの		
(4) 不受理としたもの		

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(10月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

H29.7 ①	あるスポーツ競技団体の役員をしている職員が、団体の事務で不適正な処理をしている。	調査の結果、公務外ではあるが、補助金の不適正な事務処理が確認されたので、当該職員を処分した。
------------	--	--